

### 台風等荒天時の対応について

- 横浜市南部、居住地、通学経路上の市町村に次の警報等が発令されていることを判断基準とします。
  - レベル5 特別警報またはレベル4 危険警報が発令されている。
  - 「レベル3 大雨警報」と「暴風警報」の両方が発令されている。
  - 「レベル3 土砂災害警報」と「暴風警報」の両方が発令されている。
  - 「大雪警報」、「暴風雪警報」のいずれかが発令されている。

- 登校前に、上記1. ①～④の発令状況を確認し、次のとおり対応します。

【1】 午前6時時点	横浜市南部、居住地、通学経路上の市町村が上記①～④のいずれかに該当する場合。	自宅待機
【2】 午前8時30分 時点	横浜市南部、居住地、通学経路上の市町村が上記①～④のいずれにも該当しない場合。	2校時より授業 10:05～SHR
	横浜市南部、居住地、通学経路上の市町村が上記①～④のいずれかに該当する場合。	自宅待機（学習）
【3】 午前11時30分 時点	横浜市南部、居住地、通学経路上の市町村が上記①～④のいずれにも該当しない場合。	4校時より授業 13:10～SHR
	横浜市南部、居住地、通学経路上の市町村が上記①～④のいずれかに該当する場合。	臨時休業

※気象警報等の発令が解除されていても、自宅周辺の局地的な異常気象や交通障害等により、登校が困難な場合は、保護者の方から学校へ電話または学校・家庭連絡システム「すぐーる」でその旨をご連絡ください。

- 登校後に、上記①～④の発令が確認された場合、又は天候の急変が予想される場合には、気象情報や各地の状況に応じて、安全に留意し下校させます。
- その他
  - 1. ～3. の原則によらず、例外的な指示をする場合は、学校・家庭連絡システム「すぐーる」により周知する場合があります。
  - 気象警報の発令時刻は気象庁発表に基づくものとします。  
(<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>)